

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～13 （略）

（V P Nサービスの区別等）

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

(1) （略）

(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)

備考

1～11 （略）

12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。

(1) （略）

(2) 電気通信サービス

ア Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するI P 伝送サービス

イ 削除

ウ [Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス](#)

13 （略）

(3)～(4) （略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～13 （略）

（V P Nサービスの区別等）

14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおりV P Nサービスの区別等を定めます。

(1) （略）

(2) V P Nサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)

備考

1～11 （略）

12 回線契約者（次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。）は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。

(1) （略）

(2) 電気通信サービス

ア （略）

イ 削除

ウ [削除](#)

13 （略）

(3)～(4) （略）

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

（専用サービスの区別等）

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

- (1) (略)
- (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2 回線契約者（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考3までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。	
(1) Universal Oneサービス契約約款（第2編及び第3編）に規定するIP伝送サービス	
(2) 削除	
(3) Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス	
3～4 (略)	

(3)～(4) (略)

15～18 (略)

第1表～第3表 (略)

料金表別表 (略)

附 則（令和2年5月29日 D P S 第00654529号）

1～3 (略)

4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。

ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。

（専用サービスの区別等）

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

- (1) (略)
- (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2 回線契約者（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う者に限ります。以下備考3までにおいて同じとします。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。	
(1) (略)	
(2) 削除	
(3) <u>削除</u>	
3～4 (略)	

(3)～(4) (略)

15～18 (略)

第1表～第3表 (略)

料金表別表 (略)

附 則（令和2年5月29日 D P S 第00654529号）

1～3 (略)

4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。

ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

- (1)～(2) (略)
- (3) 品目及び通信又は保守の態様による細目（この附則の2の表で定めるものを除きます。）
- (4)～(7) (略)
- 5～6 (略)
- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ2のクラス2のタイプ2に係るものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 8～9 (略)

附 則（令和3年1月26日 D P Sサ第00736957号）

- 1 (略)
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ2のクラス1、クラス2（タイプ6に係るものを除きます。）、クラス4又はクラス8に係るものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、クローズドコンピュータ通信網契約者は、次に掲げる契約内容の変更に関し請求等を行うことができます。
(1) 移転（同一の建物内の移転に限り。）
(2) I Pアドレスの変更
(3) 氏名等の変更
- 4 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。
(1) 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。
(2) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

5～6 (略)

附 則（令和2年12月23日 D P Sサ第00726925号）

1～2 (略)

- (1)～(2) (略)
- (3) 品目及び通信又は保守の態様による細目（この附則の2の表で定めるもの及びC C Nアクセスに係るものを除きます。）
- (4)～(7) (略)
- 5～6 (略)
- 7 削除
- 8～9 (略)

附 則（令和3年1月26日 D P Sサ第00736957号）

- 1 (略)
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

5～6 (略)

附 則（令和2年12月23日 D P Sサ第00726925号）

1～2 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。）を契約者回線等としているUniversal Oneサービス等については、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、次のとおりとします。

- (1) その光アクセス回線をUniversal Oneサービス等の契約者回線等として取り扱いません。
- (2) そのUniversal Oneサービス等に関する料金その他の提供条件について、なお従前のとおりとします。
- (3) (2)の場合、Universal Oneサービス等に係る契約者は、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるUniversal Oneサービス等については、当分の間、次に定めるところによりその提供を継続します。

- (1) (略)
- (2) クローズドコンピュータ通信網サービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内 容
<u>カテゴリー2</u>	Universal Oneサービス契約約款（第6編）に基づいて提供するプランNFと同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（プラン2として提供していたものに限り。）からの移行に係るもの
<u>クラス1</u>	
<u>タイプ2</u>	
<u>プラン3</u>	

- (3) (略)
- (4) (1)から(3)までに掲げるUniversal Oneサービス等については、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。

(5) (略)

5～6 (略)

附 則（令和4年11月30日 C N S 1 第00989271号）

1 (略)

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。）を契約者回線等としているUniversal Oneサービスについては、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、次のとおりとします。

- (1) その光アクセス回線をUniversal Oneサービスの契約者回線等として取り扱いません。
- (2) そのUniversal Oneサービスに関する料金その他の提供条件について、なお従前のとおりとします。
- (3) (2)の場合、Universal Oneサービスに係る契約者は、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるUniversal Oneサービスについては、当分の間、次に定めるところによりその提供を継続します。

- (1) (略)
- (2) 削除

- (3) (略)
- (4) (1)から(3)までに掲げるUniversal Oneサービスについては、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。

(5) (略)

5～6 (略)

附 則（令和4年11月30日 C N S 1 第00989271号）

1 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュータ通信網サービス(カテゴリー3に係るものに限り、)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3～4 (略)

(経過措置)

2 削除

3～4 (略)

附 則(令和5年2月21日 C N S 1サ第01019665号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和5年4月1日付で、次に掲げる附則について、それぞれ次のとおり削除等を行います。

(1) D P Sサ第00654529号(令和2年5月29日)の附則の4(3)を「品目及び通信又は保守の態様による細目(この附則の2の表で定めるもの及びC C Nアクセスに係るものを除きます。)」に変更。

(2) 同附則の7を削除。

(3) D P Sサ第00736957号(令和3年1月26日)の附則の2、3及び4を削除。

(4) D P Sサ第00726925号(令和2年12月23日)の附則の3及び4の「Universal Oneサービス等」を「Universal Oneサービス」に変更。

(5) 同附則の4(2)を削除。

(6) C N S 1サ第00989271号(令和4年11月30日)の附則の2を削除。

3 当社は、令和5年4月1日付で、D P Sサ第00654529号(令和2年5月29日)の附則にある旧約款のC C Nアクセスを廃止します。

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。